

旭が丘町会規約

第 1 条 (名称及び事務所)

本会は旭が丘町会（以下「町会」という）と称し、事務所は、原則として旭が丘会館（戸田市戸田公園 5-2）に置く。

第 2 条 (会 員)

本会は旭が丘地区内に居住する者及び同地区内に事業所等を有する者並びに周辺地区に居住し、当町会の会員を希望して会員登録された者を以って組織する。

第 3 条 (目 的)

本会は会員相互の親睦を図るとともに、地区環境の改善および会員生活の向上と安全を図ることを以って目的とする。

第 4 条 (事 業)

本会は前条の目的を達成するために次の各専門部門を置き各部を統轄し、合理的な事業運営を行う。

1. 総務部門

総務部、文化部、厚生福祉部、経理会計部の統轄事務及びその他各部に属せざる事項。

イ、総務部

庶務、広報、その他各部に属せざる事項。

ロ、文化部

文化活動、社会教育に関する事項。

ハ、厚生福祉部

環境衛生、社会福祉、子供・高齢者福祉、保健衛生に関する事項。

二、経理会計部

歳入歳出、財務、会計、帳簿作成及び管理その他財源に関する事項。

2. 危機管理部門

防災部、防犯部、会館部の統轄及び防災・防犯知識の普及並びに隊員の確保と増員等、その他各部に属せざる事項。

イ、防災部

防災訓練、設備備品の点検及び管理、町会行事等の後方支援に関する事項。

ロ、防犯部

防犯パトロール、備品の点検及び管理、町会行事等の後方支援に関する事項。

ハ、会館部

会館設備備品の保守および維持管理、使用スケジュール管理等に関する事項。

第 5 条 (役 員)

本会に次の役員を置く。

1. 町 会 長 1名
 2. 副町会長 2名
 3. 理 事 若干名
 4. 班 長 各班 1名 (但し、1・2班及び11・12班については各1名ずつとする。)
 5. 会計監査 2名
 6. 会館館長 1名
2. 役員任期は2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。
 3. 補欠役員任期は前任者の残存期間とする。
 4. 第1項の役員には役職手当を支給する。役職および支給額については別に内規を定める。

第 6 条 (役員の仕事)

本会の役員は以下の仕事を遂行する。

1. 町会長は本会を代表し、会務を統轄する。
2. 副町会長は町会長を補佐し、町会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 理事は各専門部門の各部の仕事を担当する。
4. 班長は自班の班員に対して別紙(班長の心得)をもとにその仕事を担当する。
5. 会計監査は本会の会計事務を監査する。
6. 会館館長は会館の設備備品管理及び維持管理並びに会館使用のスケジュール調整等の仕事をを行う。

第 7 条 (役員を選出)

本会の役員選出は、次の各号による。

1. 町会長の選出は、原則会員による立候補制とする。
2. 副町会長、理事、館長の選出は町会長及び選考委員会で会員より選出し総会で承認を得るものとする。
3. 会計監査の選出は、総会にて行う。
4. 班長は各班の互選により選出する。
2. 前項による選出を円滑に行うため、選考委員会の構成を含め別に内規を定める。

第 8 条 (会 議)

本会の会議は総会、理事会、合同役員会、班長会とする。但し総会は通常総会及び臨時総会とする。

1. 通常総会は、毎年度1回4月末日までに開催する。
 2. 臨時総会は、理事会が必要と認めた時、又は会員の5分の1以上の請求があった時に開催する。
 3. 理事会は、毎月1回開催する。
 4. 合同役員会は、町会長が必要と認めた時、又は理事役員から会議の目的たる事項が示され要望された時に開催する。
 5. 班長会は、総務部門長が必要と認めた時に開催する。
2. 前項各号による会議を円滑に行う為、細目に関しては別に内規で定める。

第 9 条 (会 計)

本会の経費は、会費及びその他の収入を以ってこれに充てる。

1. 町会費は会員一世帯についての月額とし年額納付とする。
2. 賛助会員については、協賛金の扱いとする。
3. 町会費及び協賛金の額と納付時期は別に内規で定める。
4. 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
5. 会計は、年度終了後速やかに前年度収支決算書を作成し、会計監査の監査を経て総会に提出する。

第 10 条 (表 彰)

本会は町会に貢献し功労のあった者に対しては、理事会で審査を行い、総会にて表彰状及び記念品を贈呈することができる。

第 11 条 (弔慰金)

本会は会員の弔事に際して、弔慰金を贈り弔意を表すことができる。

2. 弔意及び弔慰金の額については、別に内規で定める。

第 12 条 (規約の改廃)

本規約は、総会の決議によって改廃する。

2. 本規約の施行上必要ある場合は、理事会の決議により内規及び規則を定め又は改訂することができる。

第 13 条 (附 則)

1. 本会は理事会の承認を得て顧問及び相談役を置くことができる。

2. 町会長は、本会の運営上必要であると認める場合は、理事会を招集し討議の上、部門及び部の新設又は統廃合を行うことができる。あわせて役職者に対して業務上必要と認める場合には、業務を兼務させることができる。
3. 一般会員への業務依頼及び役員の任務外作業については、理事会での承認を得て、諸手当規則に掲げる特別手当を支給する。
4. 本規約は平成24年4月1日より施行する。